

事業者 殿

安全衛生推進者養成講習のご案内

高知労働局長登録第1号

登録有効期限：令和6年3月31日

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

労働安全衛生法により、次の事業場にあつては、安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、その者に労働安全衛生法に関する一定の業務を担当させることが義務づけられています。(労働安全衛生法第12条の2)

つきましては、下記日程により標記の講習会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

[安全衛生推進者等を選任すべき事業場]

法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 (安全衛生規則第12条の2)

[安全衛生推進者を選任しなければならない業種]

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

[衛生推進者を選任しなければならない業種]

上記、安全衛生推進者を選任しなければならない業種以外の業種

対 象 者：安全衛生推進者として選任されることが予定されている方(衛生推進者として選任されることが予定されている方も受講可)

カリキュラム概要：安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、作業環境管理及び作業管理、健康の保持増進対策、安全衛生教育、安全衛生関係法令

記

- 日 程 (第1回) 令和3年5月24日(月)～25日(火)
(第2回) 令和4年1月12日(水)～13日(木)
- 講習時間 9:00～15:30
- 場 所 高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田3992-4)
- 受講料 受講料 9,900円(本体9,000円+税) テキスト代 1,430円(本体1,300円+税) 合計 11,330円
*テキストは当日渡しになります。テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。
- 定 員 各回60名(定員に達し次第締切ります)
- 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等でお申込み下さい。講習会開催日の約2週間前を目途に受講票と振込用紙(高知銀行でご利用の場合のみ振込手数料が無料です)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込下さいませようお願いします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込して下さい。

<振込先>高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

7. 受講取消・受講日変更等

講習会開催日の前々日(土・日・祝日を除く)午後4時までに当連合会へご連絡下さい。ご連絡があった場合に限り、受講取消、受講日の変更をいたします。

指定日時以降の取消、講習会当日、欠席の場合は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできませんので、予めご了承下さい。

受講取消……受講料等を現金または銀行振込にて返金(振込の場合は振込手数料を差し引いて返金)いたします。
テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承下さい。

受講日変更……変更は1回限りです。次回も受講できなくなった場合は、変更も返金もできません。

受講者変更の場合には、講習会開催日の前日(土・日・祝日を除く)午後4時までにご連絡下さい。以後の変更はできません。

◆申込・問い合わせ先◆ 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コボ NORI 階 TEL 088-861-5566 FAX 088-861-5567